

12 議案第11号関係

おいらせ町定住促進条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(適用除外)</p> <p>第8条 町長は、次に該当する場合について、助成金を交付しない。</p> <p>(1) おいらせ町地域の元気再生定住促進条例(平成25年おいらせ町条例第30号)に規定する助成金の交付を受けた場合</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第8条 町長は、次のいずれかに該当する場合について、助成金を交付しない。</p> <p>(1) おいらせ町地域の元気再生定住促進条例(平成25年おいらせ町条例第30号)に規定する助成金の交付を受けた場合</p> <p>(2) <u>おいらせ町洋光台団地定住促進条例(平成18年おいらせ町条例第173号)</u>に規定する助成金の交付を受けた場合</p>